

(2)	ア	福祉型障害児入所施設の措置児童等	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>福祉型障害児入所施設の場合は、次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、福祉型障害児入所施設において重度障害児が入所しているときは、重度障害児支援加算費(以下「重度加算費」という。)として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。</p> <p>算式(1)</p> $49,770 \text{ 円} \times \text{その月の初日の措置児童等数}$ <p>算式(2)</p> <p>次の表の重度加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度障害児数</p> <p>重度加算費保護単価表 (重度障害児 1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害種別</th> <th colspan="2">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知的障害児</td> <td>25%加算分</td> <td>50,310 円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>60,370 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自閉症児</td> <td>25%加算分</td> <td>50,310 円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>60,370 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盲児</td> <td>25%加算分</td> <td>48,120 円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>57,760 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ろうあ児</td> <td>25%加算分</td> <td>43,470 円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>52,160 円</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児</td> <td colspan="2">60,370 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額を加算</p>	障害種別	月額		知的障害児	25%加算分	50,310 円	30%加算分	60,370 円	自閉症児	25%加算分	50,310 円	30%加算分	60,370 円	盲児	25%加算分	48,120 円	30%加算分	57,760 円	ろうあ児	25%加算分	43,470 円	30%加算分	52,160 円	肢体不自由児	60,370 円	
	障害種別	月額																												
知的障害児	25%加算分	50,310 円																												
	30%加算分	60,370 円																												
自閉症児	25%加算分	50,310 円																												
	30%加算分	60,370 円																												
盲児	25%加算分	48,120 円																												
	30%加算分	57,760 円																												
ろうあ児	25%加算分	43,470 円																												
	30%加算分	52,160 円																												
肢体不自由児	60,370 円																													
イ	福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別に定める基準により重度障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等																												

生活費

諸費

			<p>する。（主として肢体不自由児を入所させる場合は除く。）</p> <p>行動障害児加算費月額保護単価 3,340 円 × その月の別に定める基準による行動障害児数</p>
ウ 強度 行動 障害 児 特別 支援 加算 費	主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別に定める基準により指定を受けた施設の強度行動障害児	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算 式（3）</p> <p>強度行動障害児特別支援加算費月額保護単価 240,390 円×その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数</p>
エ 重 度 重 複 障 害 児 加 算 費	重度加算費の対象児童等であって、別に定める基準により重度重複障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算 式（4）</p> <p>重度重複障害児加算費月額保護単価 33,600 円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数</p>
オ 被 虐 待 児	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に入所する措	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算 式（5）</p> <p>被虐待児受入加算費月額保護単価 37,900 円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数</p>

置
費

A 欄	基本分	円 24,780	円 24,530	円 24,330	円 24,050	円 23,870
B 欄	加算分	2,130	2,090	2,070	2,050	2,030
措置児童等数		141人 から 150人 まで	151人 から 160人 まで	161人 から 170人 まで	171人 から 180人 まで	181人 から 190人 まで
A 欄	基本分	円 23,660	円 23,500	円 23,380	円 23,290	円 23,180
B 欄	加算分	2,030	2,000	2,000	1,980	1,970
措置児童等数		191人 から 200人 まで	201人 以上			
A 欄	基本分	円 23,070	円 22,990			
B 欄	加算分	1,970	1,940			

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left(\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{その月} \\ \text{初日の} \\ \text{措置乳} \\ \text{幼児数} \end{array} \right)$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4

条第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとする。

乳幼児保育士等加算費保護単価表
(乳幼児1人当たり月額)

	A 欄	B 欄
基本分	21,340 円	1,820 円

算式(3)

日用品費月額保護単価 19,930 円 × その月初日の措置児童等数

算式(4)

指導訓練材料費月額保護単価 430 円 × その月初日の措置児童等数

算式(5)

看護代替要員費月額保護単価 160 円 × その月初日の措置児童等数

算式(6)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価
310 円 × その月初日の措置児童等数

各月初日において、スプリンクラー設備(「消防法施行令」(昭和36年政令第37号)、「同法施行規則」(昭和36年自治省令第6号)に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(消防庁予防課長通知)に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。)を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算式(7)

心理指導担当職員配置加算分月額保護単価
5,380 円 × その月初日の措置児童等数

			<p>算式(8) 心理指導担当職員配置加算分月額保護単価(公認心理師を配置した場合) 6,580円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(9) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価7,590円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(10) 小規模グループケア加算分月額保護単価74,790円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、これらの経費の支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)まで、(16)及び(17)の費目の項に定めるところによる。</p>	
	イ 重度障害児支援加算費	別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童等	その児童の看護及び日常諸経費等	<p>重度障害児支援加算費月額保護単価 60,370円×その月初日の別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童等数</p>
(4) 肢	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生	<p>次の算式(1)から算式(5)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 19,930円×その月初日</p>	

<p>体 不 自 由 児 療 育 費</p>		<p>活 諸 経 費</p>	<p>の措置児童等数</p> <p>算 式(2) (保育士等加算費分) 保育士等加算費月額保護単価 21,340 円×その 月初日の措置児童等数 ただし、乳幼児を措置しているときは、次の 算式により算定した額を合算する。 乳幼児保育士等加算費月額保護単価 21,340 円 ×その月初日の措置乳幼児数 (注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4 条第1項第1号及び第2号に規定する「乳 児」及び「幼児」を総称したものとす。</p> <p>算 式(3) (重度障害児支援加算費分) 重度障害児支援加算費月額保護単価 60,370 円×その月初日の措置児童等数(すべての措置児 を重度肢体不自由児棟に入所されているものと みなす。)</p> <p>算 式(4) 指導訓練材料費月額保護単価 430 円×その月 初日の措置児童等数</p> <p>算 式(5) 特別訓練費月額保護単価 820 円×その月初日 において15歳を超えた児童であって、教育費又 は、特別育成費を支弁されない措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校 給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成 費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬 祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、そ の用途及び各月の支弁額の算式については、こ の表の(7)から(13)まで及び(17)の費目の項に 定めるところによる。</p>
<p>(5)</p>	<p>主として自閉症児 を入所させる医療 型障害児入所施設</p>	<p>施 設 の 運 営 に 必 要 な</p>	<p>次の算式(1)から算式(10)までにより算定した 額の合算額</p>

自 閉 症 児 基 本 分 措 置 費	の措置児童等	事務費 及び生 活諸経 費	算式(1)(保健衛生費分) 保健衛生費月額保護単価 370 円×その月初 日の措置児童等数
			算式(2)(保育士等加算費) $\left[\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に掲} \\ \text{げる保育士等加算} \\ \text{費月額保護単価} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{児童等数} \end{array} \right]$ (地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営す る施設以外の施設の場合、民間施設加算額と して次の表のB欄に掲げる額を加算した額と する。)

保育士等加算費保護単価表(措置児童等1人当たり月額)

措置児童等数		40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで
A 欄	基 本 分	円 75,160	円 74,150	円 73,030	円 71,960	円 70,850
B 欄	加 算 分	6,610	6,570	6,400	6,320	6,210
措置児童等数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A 欄	基 本 分	円 70,440	円 70,110	円 69,710	円 69,310	
B 欄	加 算 分					

欄		6,180	6,170	6,110	6,090
---	--	-------	-------	-------	-------

算式(3) (日用品費分)

日用品費月額保護単価 19,930 円×その月初日の措置児童等数

算式(4) (看護代替要員費分)

看護代替要員費月額保護単価 160 円×その月初日の措置児童等数

算式(5) (重度障害児支援加算費分)

次の表の重度障害児支援加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重障害児数

重度障害児支援加算費保護単価表

(措置児童等 1 人当たり)

区 分	保護単価 (月額)
25%加算分	50,310 円
30%加算分	60,370 円

ただし、別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額を加算する。

行動障害児加算費月額保護単価 3,340 円×その月の別に定める基準による行動障害児数

算式(6) (スプリンクラー保守管理等費分)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 (40 人以下施設) 950 円×その月初日の措置児童等数

各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

			<p>算式(7) 心理指導担当職員配置加算分月額保護単価 5,380円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(8) 心理指導担当職員配置加算分月額保護単価(公認心理師を配置した場合) 6,580円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(9) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,590円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(10) 小規模グループケア加算分月額保護単価 74,790円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)及び(16)並びに(17)の費目の項に定めるところによる。</p>
(6)	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1)(指導費分) 指導費月額保護単価 249,130円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 19,930円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(3)(看護代替要員費分)</p>

<p style="text-align: center;">障 害 児 療 育 費</p>			<p>看護代替要員費月額保護単価 160 円×その月初日の措置児童等数（指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。）</p> <p>算 式(4)（療育訓練費分） 療育訓練費月額保護単価 430 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算 式(5)（スプリンクラー保守管理等費分） スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 310 円×その月初日の措置児童等数 各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設（地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。）</p> <p>算 式(6) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,590 円×その月初日の措置児童等数（指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。）</p> <p>算 式(7) 小規模グループケア加算分月額保護単価 74,790 円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数（指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。）</p> <p>（注）この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(13)及び(17)の費目の項に定めるところによる。</p>
--	--	--	---

<p>(7)</p> <p>幼稚園費</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって幼稚園に就園中のもの及び幼稚園に入園するもの。</p>	<p>幼稚園及び子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童(子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を受けている児童に限る。)が利用する施設・事業所(以下「幼稚園等」という。)の就園に必要な経費</p>	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費(寄付金は除く。)を合算した額。</p> <p>ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。</p>
------------------------	---	--	--

<p>(8) 教育費</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であつて義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。</p>	<p>次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費等 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額 ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した額を、特別支援学校の高等部第1学年に入学する児童があるときは、算式(4)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。 なお、算式(4)については、4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童等数</p> <p>教育費保護単価表(措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="815 875 1437 1122"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>円 2,170</td> <td>円 4,300</td> <td>円 4,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設のその月におけるその措置児童等の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額</p> <p>算式(3) その施設のその月におけるその措置児童等であつて、交通費の支給を必要と認めるもの(その児童(重症心身障害児を除く。))が通学する場合に付添人を特に必要と認めるときは、その付添人を含み、その数はそれぞれ児童6人につき1人とする。)があるときは、その児童又は付添人が最も経済的な通常の経路及び方法により通学し、又は付添いする場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	円 2,170	円 4,300	円 4,300
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	円 2,170	円 4,300	円 4,300								

			<p>ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算式(4)</p> <p>特別加算費年額保護単価 61,200 円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童等数</p>								
(9)	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。</p>	<p>その児童のその学校給食に必要な経費</p>	<p>その施設のその月におけるその措置児童等が、その義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額</p>								
(10)	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常の「修学旅行」をいう。)</p>	<p>その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式</p> <p>次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童等数</p> <p>見学旅行費保護単価表(措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>21,190円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>57,290円</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の高等部第3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	21,190円	中学校第3学年	57,290円	特別支援学校の高等部第3	
学年別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	21,190円										
中学校第3学年	57,290円										
特別支援学校の高等部第3											

	に参加するもの。		<table border="1"> <tr> <td>学年(高等学校を含む。)</td> <td>111,290円</td> </tr> </table>	学年(高等学校を含む。)	111,290円				
学年(高等学校を含む。)	111,290円								
(11) 入 進 学 支 度 金	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際し必要な学童用品等の購入費	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童等数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>40,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td> <td>47,400円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価 (年額)	小学校第1学年入学児童	40,600円	中学校第1学年進学児童	47,400円
学 年 別	保護単価 (年額)								
小学校第1学年入学児童	40,600円								
中学校第1学年進学児童	47,400円								
(12) 特 別 育 成 費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1)その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童等数</p> <p>特別育成費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公私別	保護単価 (月額)	国・公立高等学校	22,900円		
公私別	保護単価 (月額)								
国・公立高等学校	22,900円								

		等 (2)その 児童の高 等学校入 学に際し 必要な学 用品費等	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>33,910円</td> </tr> </table> 算式(2) 特別加算費年額保護単価 61,200円×高等学校 第1学年入学措置児童等数	私立高等学校	33,910円
私立高等学校	33,910円				
(13) 夏 季 等 特 別 行 事 費	障害児入所施設 及び指定発達支 援医療機関の措 置児童等であっ て、義務教育諸学 校に在学してい るもので、その学 校又は教育委員 会が、当該学年の 児童・生徒の全員 を参加させて行 う夏季等の臨海、 林間学校等の行 事に参加するも の。	その児 童の夏季 等特別行 事に参加 するの 必要 な交 通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価 3,090 円×夏季等特別行事参加措置児童等数		
(14)	障害児入所施設	その児童	次の算式によって算定した額とし、12月分の措		

<p>期 末 一 時 扶 助 費</p>	<p>及び指定発達支援医療機関の措置児童等</p>	<p>の年末における被服等の購入費</p>	<p>置費として支弁する。</p> <p>算式 期末一時扶助費年額保護単価 5,410 円×12 月初日の措置児童等数</p>						
<p>(15) 職 業 補 導 費</p>	<p>障害児入所施設の措置児童等(重症心身障害児を除く。)であって、義務教育を終了した後公共職業訓練所等の職業補導機関に通うもの。</p>	<p>次に掲げる経費 (1)その児童の交通費 (2)その児童に係る教科書代等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式(1) その施設のその月におけるその措置児童等が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの)の実費</p> <p>算式(2) 職業補導費月額保護単価 4,940 円×その月の職業補導機関に通っている措置児童等数</p>						
<p>(16) 児 童 用 採 暖 費</p>	<p>福祉型障害児入所施設の措置児童等</p>	<p>その児童の冬の採暖に必要な経費</p>	<p>次の算式によって算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10 月分から翌年 3 月分までに限る。</p> <p>算式 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p style="text-align: center;">児童用採暖費保護単価表(措置児童等 1 人当たり)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20%;">級地別</td> <td style="width: 15%;">5 級地</td> <td style="width: 15%;">4 級地</td> <td style="width: 15%;">3 級地</td> <td style="width: 15%;">2 級地</td> <td style="width: 20%;">その他の地域</td> </tr> </table>	級地別	5 級地	4 級地	3 級地	2 級地	その他の地域
級地別	5 級地	4 級地	3 級地	2 級地	その他の地域				

保護単価（月額）	円	円	円	円	円
	7,300	5,590	3,620	2,690	1,350

(注) 児童用採暖費の級地区分については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 136 号）の施行（平成 16 年 10 月 28 日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第 1 条に規定する級地区分を使用すること。

<p>(17) 就職支度費</p>	<p>障害児入所施設の措置児童等（重症心身障害児を除く。）であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されることとなったもの。</p>	<p>（１）その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 （２）その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等</p>	<p>次の算式（１）によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費として支弁する。ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式（２）によって算定した額を加算する。</p> <p>算式（１） 就職支度費 1 件当たり保護単価 81,260 円 × その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式（２） 就職支度費 1 件当たり特別基準保護単価 141,430 円 × その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>
<p>(18) 葬祭費</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、死亡したもの（以下「死亡児」という。）</p>	<p>その死亡児の火葬又は埋葬その他葬祭のために必要な経費</p>	<p>次の算式により算定した額。ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の総額が 158,350 円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が 450 円を超えるときはその超える額を、自動車の料金その他死体の運搬に要した費用の額が 10,760 円を超えるときは 9,190 円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式 葬祭費 1 件当たり保護単価 158,350 円 × 死亡</p>

			児数
--	--	--	----

費目の種類 第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄
(1) 肢体不自由児基本分措置医療費	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算 式</p> <p>ア その措置児童等が社会保険（健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。）の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「診療報酬の算定方法」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。）に準じて算定した額から、その社会保険において医療に関する給付が行われる額を控除した額</p> <p>イ アに該当しない措置児童等については、診療報酬の算定方法に準じて算定した額</p>
(2) 肢体不自由児療育費	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算 式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第 4 欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(3) 自	主として自閉症児を入	施設の運営に必要な	次の算式により算定した額の合計額

閉症児基本分措置医療費	所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	な医療費	<p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(4)重症心身障害児療育費	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(5)措置医療費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって疾病、障害等により医師、歯科医師等によって、診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁が必要と認められるもの	その児童等の医療に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算式</p> <p>その施設その月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額</p> <p>なお、その児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の給付の取扱いの場合に準じて支弁して差支えない。</p>